

災害時協力井戸制度（案）について

1 概 要

町内の井戸の所有者との協働により、災害時における町民の生活用水の確保及び供給に資するため、町内の井戸の所有者から協力者を募り、災害時協力井戸として指定する制度を創設するもの。

2 制度開始

令和8年4月1日から

3 制度概要

(1) 協力内容

- ア 町又は町民から生活用水の供給要請があった場合における井戸水の提供
- イ 所有者による井戸水提供時の水質検査
- ウ 所有者による継続的な井戸の維持管理
- エ 町による水質検査等への協力

(2) 登録要件

- ア 町内の屋外その他付近住民が使用しやすい場所にあり、現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用する予定があること
- イ 災害時に、井戸の水を無償で生活用水として提供できること
- ウ 登録標識を認識できる場所に掲示し、当該井戸の所在地を公表することに同意できること
- エ 一定の水質（pH値、臭気、色度、濁度、大腸菌など）があること

(3) 登録手続き

- ア 井戸の所有者から登録申出書を町に提出
- イ 町が水質検査を行い、一定の水質があれば認定証、標識を交付

(4) 町の経費

- 水質検査のための費用、標識交付のための費用
令和8年度（初年度）概算約500千円

4 町内の井戸の状況

各区の協力を得て、井戸の情報を収集した結果、11月1日時点において、52基の井戸があり、そのうち、現在も使用中の井戸は17基

5 町民への周知

町ホームページ防災、広報ゆがわら、メルマガ、各区回覧などを通じて制度及び登録手続きを周知

6 参考（県内自治体の災害時協力井戸等制度の状況）

自治体名	制度開始	用途
横浜市	平成8年5月	生活用水
川崎市	平成8年1月	生活用水
相模原市	平成23年4月	生活用水
鎌倉市	(不明)	飲用水及び生活用水
藤沢市	平成23年4月	生活用水
小田原市	(不明)	生活用水
逗子市	平成26年4月	飲用水及び生活用水
厚木市	令和2年4月	生活用水
海老名市	平成31年4月	生活用水
座間市	令和3年2月	生活用水
葉山町	平成31年4月	生活用水
寒川町	令和4年11月	生活用水
大磯町	平成25年3月	生活用水
大井町	平成31年4月	生活用水